

る場合には法定代理人又は委任による代理人の別及び法定代理人が訂正請求をする場合には」に、

- 「□ 未成年者(年月日生)を
 □ 成年被後見人
 「□ 法定代理人
 □ 未成年者(年月日生)に改め、同様式
 □ 成年被後見人
 □ 委任による代理人(特定記録情報に限る。)」

の注に次のように加える。

4 委任による代理人が請求する場合には、1及び2の書類のほか特定記録情報の本人の記名押印した委任状及び印鑑に関する証明書の提示又は提出が必要です。

様式第5号中「法定代理人が法人」を「代理人が法人」に、「法定代理人が利用中止請求をする場合には、」を「代理人が利用中止請求をする場合には法定代理人又は委任による代理人の別及び法定代理人が利用中止請求をする場合には」に、

- 「□ 未成年者(年月日生)を
 □ 成年被後見人
 「□ 法定代理人
 □ 未成年者(年月日生)に改め、同様式
 □ 成年被後見人
 □ 委任による代理人(特定記録情報に限る。)」

の注に次のように加える。

3 委任による代理人が請求する場合には、1の書類のほか特定記録情報の本人の記名押印した委任状及び印鑑に関する証明書の提示又は提出が必要です。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

教育政策課

教育委員会関係長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年12月24日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第9号

教育委員会関係長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

教育委員会関係長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成19年長野県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号を次のように改める。

- (1) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第3条第1項に規定する署名用電子証明書

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

教育政策課

没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年12月24日

長野県公安委員会委員長 大澤一郎

長野県公安委員会規則第10号

没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則

没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則(平成4年長野県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成11年法律第136号)第23条第1項」を「、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成11年法律第136号)第23条第1項及び不正競争防止法(平成5年法律第47号)第35条第3項」に改める。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

生活環境課



長野県告示第608号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成27年12月24日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡中川村大草7999の13、7999の14

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第609号

次の森林を保安林予定森林としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示します。

平成27年12月24日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

東御市本海野字岩下180の1、181、182、189の1、199の1、205、206、字北屋敷928の1、928の2

2 指定の目的

落石の危険の防止

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び東御市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第610号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成27年12月24日

長野県知事 阿部 守一

1 土砂災害警戒区域の名称

馬場1、馬場2、普賢山落1、普賢山落2、馬瀬口1、馬瀬口2、馬瀬口3、道陸神1、道陸神2、道陸神3、道陸神4、下宿1、八ヶ倉1、八ヶ倉2、八ヶ倉3、八ヶ倉4、三ツ谷1、三ツ谷3、三ツ谷4、三ツ谷5、三ツ谷6、三ツ谷7、三ツ谷10、一里塚1、一里塚2、一里塚3、一里塚4、中島1、中島2、荒町1、荒町2、大久保1、大久保2、大久保3、山の神1、山の神2、山の神3、山の神4、山の神5、山の神6、山の神7、山の神8、山の神9、山の神10、山の神11、児玉南1、児玉北1、児玉北2、上の駅1、上の駅3、上宿東1、常盤台北1、飯綱南1、飯綱南3、平和台団地1、平和台団地2、平和台団地3、桜ヶ丘1、桜ヶ丘2、浅間ヶ丘1、浅間ヶ丘2、浅間ヶ丘3、浅間ヶ丘4、緑ヶ丘1、緑ヶ丘2、楓ヶ丘西1、楓ヶ丘西2、雪窓湖1、上宿南1、小田井1、小田井2、小田井3、小田井4、小田井5、居屋敷2、黒岩3、黒岩4、上滝沢、草越1、楓ヶ丘、湯川ダム1、森泉郷1、森泉郷2、森泉郷6、森泉郷7、森泉郷8、森泉郷10、森泉郷11、森泉郷12、森泉郷13、森泉郷14、森泉郷16、森泉郷17、森泉郷18、森泉郷19、森泉郷20、森泉郷21、森泉郷23、森泉郷24、森泉郷25、森泉郷26、森泉郷27、森泉郷28、森泉郷29、森泉郷30、森泉郷31、森泉郷32、森泉郷33、森泉郷34、森泉郷35、森泉郷36、森泉郷37、森泉郷38、森泉郷39、森泉郷40、茂沢6、茂沢7、山田、円通寺、久能1、久能4、黒岩2、上久能、梨沢西1、梨沢東1、梨沢東2、梨沢東3、梨沢南1、露切台1、豊昇園、豊昇1、下尾崎1、下尾崎2、上尾崎1、上尾崎2、面替1、面替2、面替3、面替5、面替7、面替10、面替11、面替12、面替13、面替14、面替15、面替16、面替17、面替18、面替19、面替20、面替21、面替22、面替23、面替24、面替25、面替26、面替27、面替28、面替29、面替30、面替31、面替32、面替33、面替34、面替35、面替36、面替37、面替38、面替39、面替40、面替41、面替42、面替43、面替44、面替45、面替46、面替47、面替48、面替49、面替50、面替51、面替52、面替53、面替54、面替55、面替56、面替57、面替58及び面替59

2 指定の区域

北佐久郡御代田町及び軽井沢町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第611号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成27年12月24日

長野県知事 阿部 守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

馬場1、馬場2、普賢山落1、普賢山落2、馬瀬口1、馬瀬口2、馬瀬口3、道陸神1、道陸神2、道陸神3、道陸神4、下宿1、八ヶ倉1、八ヶ倉2、八ヶ倉3、八ヶ倉4、三ツ谷1、三ツ谷3、三ツ谷4、三ツ谷5、三ツ谷6、三ツ谷7、三ツ谷10、一里塚1、一里塚2、一里塚3、一里塚4、中島1、中島2、荒町1、荒町2、大久保1、大久保2、大久保3、山の神1、山の神2、山の神3、山の神4、山の神5、山の神6、山の神7、山の神8、山の神9、山の神10、山の神11、児玉南1、児玉北1、児玉北2、上の駅1、上の駅3、上宿南1、常盤台北1、飯綱南1、飯綱南3、平和台団地1、平和台団地2、平和台団地3、桜ヶ丘1、桜ヶ丘2、浅間ヶ丘1、浅間ヶ丘2、浅間ヶ丘3、浅間ヶ丘4、緑ヶ丘1、緑ヶ丘2、楓ヶ丘西1、楓ヶ丘西2、雪窓湖1、上宿南1、小田井1、小田井2、小田井3、小田井4、小田井5、居屋敷2、黒岩3、黒岩4、上滝沢、草越1、楓ヶ丘、湯川ダム1、森泉郷1、森泉郷2、森泉郷6、森泉郷7、森泉郷8、森泉郷10、森泉郷11、森泉郷12、森泉郷13、森泉郷14、森泉郷16、森泉郷17、森泉郷18、森泉郷19、森泉郷20、森泉郷21、森泉郷23、森泉郷24、森泉郷25、森泉郷26、森泉郷27、森泉郷28、森泉郷29、森泉郷30、森泉郷31、森泉郷32、森泉郷33、森泉郷34、森泉郷35、森泉郷36、森泉郷37、森泉郷38、森泉郷39、森泉郷40、茂沢6、茂沢7、山田、円通寺、久能1、久能4、黒岩2、上久能、梨沢西1、梨沢東1、梨沢東2、梨沢東3、梨沢南1、露切台1、豊昇園、豊昇1、下尾崎1、下尾崎2、上尾崎1、上尾崎2、面替1、面替2、面替3、面替5、面替7、面替10、面替11、面替12、面替13、面替14、面替15、面替16、面替17、面替18、面替19、面替20、面替21、面替22、面替23、面替24、面替25、面替26、面替27、面替28、面替29、面替30、面替31、面替32、面替33、面替34、面替35、面替36、面替37、面替38、面替39、面替40、面替41、面替42、面替43、面替44、面替45、面替46、面替47、面替48、面替49、面替50、面替51、面替52、面替53、面替54、面替55、面替56、面替57、面替58及び面替59

2 指定の区域

北佐久郡御代田町及び軽井沢町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置

いて縦覧に供します。)

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第612号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成27年12月24日

長野県知事 阿部 守一

1 土砂災害警戒区域の名称

塩野沢1、塩野沢2、塩野沢3、平原沢川、舟ヶ沢1、舟ヶ沢2、塩野川、湯川1、湯川2、森泉郷川1、森泉郷川2、久能沢川1、久能沢川2、梨沢川1、梨沢川2、面替川1、面替川2、面替川3-1、面替川3-2及び面替川3-3

2 指定の区域

北佐久郡御代田町、軽井沢町及び小諸市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第613号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成27年12月24日

長野県知事 阿部 守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

塩野沢1、塩野沢2、塩野沢3、平原沢川、舟ヶ沢1、舟ヶ沢2、塩野川、湯川1、湯川2、森泉郷川1、久能沢川1、久能沢川2、梨沢川1、梨沢川2、面替川3-1及び面替川3-2

2 指定の区域

北佐久郡御代田町及び軽井沢町のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県伊那建設事務所告示第13号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成28年1月7日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成27年12月24日

長野県伊那建設事務所長 飯ヶ浜 安司

1 道路の種類 県道

2 路線名 伊那生田飯田線

3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
伊那市富県9003番の3地先から 伊那市富県9003番の53地先まで	旧	5.5~24.0	km 0.1059
		12.5~14.5	0.1366
同上	新	12.5~14.5	0.1366

道路管理課

長野県議会告示第1号

議会関係長野県個人情報保護条例施行規程(平成17年長野県議会告示第2号)の一部を次のように改正し、平成28年1月1日から施行します。

平成27年12月24日

長野県議会議長 西沢 正隆

第3条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 代理人が開示請求をする場合には、法定代理人又は委任による代理人の別

第5条第1項を次のように改める。

条例第11条第2項の記録情報の本人又はその代理人であることを示す書類は、運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他法令の規定に基づき交付された書類であって当該開示請求をする者が記録情報の本人又はその代理人であることを確認するに足りるもの(やむを得ない理由により提示することができない場合には、当該開示請求をする者が記録情報の本人又はその代理人であることを確認するため議長が適当と認める書類)で開示請求をする者の氏名が記載されているもの及び次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める書類とする。

(1) 法定代理人が開示請求をする場合 戸籍抄本その他法定代理人の資格を証明する書類

(2) 委任による代理人が開示請求をする場合 特定記録情報の本人の記名押印した委任状及び印鑑に関する証明書

第5条第2項中「法定代理人」を「代理人」に改める。

第9条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 代理人が訂正請求をする場合には、法定代理人又は委任による代理人の別

第10条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 代理人が利用中止請求をする場合には、法定代理人又は委任による代理人の別

「

個人別に付された符号
個人番号
個人別に付された符号
個人番号

」をに改める。

様式第1号中
様式第2号中「法定代理人が法人」を「代理人が法人」に、「法定代理人が開示請求をする場合には、」を「代理人が開示請求をする場合には法定代理人又は委任による代理人の別及び法定代理人が開示請求をする場合には」に、

- 〔□ 未成年者(年 月 日生) を
 □ 成年被後見人
 〕□ 法定代理人
 □ 未成年者(年 月 日生) に改め、同様式
 □ 成年被後見人
 □ 委任による代理人(特定記録情報に限る。)〕

の注に次のように加える。

3 委任による代理人が請求する場合には、1の書類のほか特定記録情報の本人の記名押印した委任状及び印鑑に関する証明書の提示又は提出が必要です。

様式第4号中「法定代理人が法人」を「代理人が法人」に、「法定代理人が訂正請求をする場合には、」を「代理人が訂正請求をする場合には法定代理人又は委任による代理人の別及び法定代理人が訂正請求をする場合には」に、

- 〔□ 未成年者(年 月 日生) を
 □ 成年被後見人
 〕□ 法定代理人
 □ 未成年者(年 月 日生) に改め、同様式
 □ 成年被後見人
 □ 委任による代理人(特定記録情報に限る。)〕

の注に次のように加える。

4 委任による代理人が請求する場合には、1及び2の書類のほか特定記録情報の本人の記名押印した委任状及び印鑑に関する証明書の提示又は提出が必要です。

様式第5号中「法定代理人が法人」を「代理人が法人」に、「法定代理人が利用中止請求をする場合には、」を「代理人が利用中止請求をする場合には法定代理人又は委任による代理人の別及び法定代理人が利用中止請求をする場合には」に、

- 〔□ 未成年者(年 月 日生) を
 □ 成年被後見人
 〕□ 法定代理人
 □ 未成年者(年 月 日生) に改め、同様式
 □ 成年被後見人
 □ 委任による代理人(特定記録情報に限る。)〕

の注に次のように加える。

3 委任による代理人が請求する場合には、1の書類のほか特定記録情報の本人の記名押印した委任状及び印鑑に関する証明書の提示又は提出が必要です。

総務課

長野県議会告示第2号

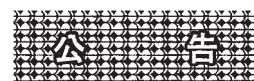
議会関係長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程(平成19年長野県議会告示第1号)の一部を次のように改正し、平成28年1月1日から施行します。

平成27年12月24日

長野県議会議長 西沢正隆
第4条第2項第1号を次のように改める。

(1) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第3条第1項に規定する署名用電子証明書

総務課



公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成27年12月24日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日
 平成27年12月16日
 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
 特定非営利活動法人おみごと
 3 代表者の氏名
 高野 忠房、塚原 勝幸
 4 主たる事務所の所在地
 東筑摩郡麻績村日6305番地
 5 定款に記載された目的

この法人は、村の基幹産業である農業を持続可能なものとするために必要な施策展開を行うとともに、都市部から移住した地域の担い手等の人材育成を支援することで、麻績村の明るい未来を創り上げていくことを目的とする。

県民協働課